

「シティズンシップ」と言語問題 —マイノリティの権利をめぐる予備的考察—

渋谷謙次郎

はじめに——「シティズンシップ」論の現代的変容

1949年に行われたT.H.マーシャルの「シティズンシップと社会階級」という講義は、現代の「シティズンシップ」をめぐる諸議論において、常に参照される出発点でもある。

マーシャルは、「シティズンシップとは、ある共同社会の完全な成員である人びとに与えられた地位身分である。この地位身分を持っているすべての人びとは、その地位身分に付与された権利と義務において平等である。」と定義している⁽¹⁾。そしてマーシャルが描き出したのは、資本主義の階級的不平等の克服策としての「シティズンシップの進化」についてであり、その見取り図は、基本的には、市民的権利→政治的権利→社会的権利である。マーシャルの先駆的な講義が行われてから40年後、T.ポットモアはマーシャルのかつての分析を再考しつつ、「シティズンシップについての新しい問題」を提起している。

背景にあったのは、第二次大戦後の大量移民によって生じた諸問題であり、「ある共同社会の完全な成員である人びとに与えられた地位身分」というマーシャルの「シティズンシップ」の定義が、現在の「シティズンシップ」の議論の地平にとって、いささか限定的なものだったことである。ポットモアは、西欧や北米の移民問題と市民権を考察したR.ブルベーカーの研究成果に言及しつつ、「形式的なシティズンシップ」と「実質的なシティズンシップ」の区別の重要性を訴えている⁽²⁾。前者は「一つの国民国家におけるメンバーシップ」であり、後者は、(マーシャルの定式に依拠すると)「政府の管轄事項へのなんらかの参加をも含んだところの、一連の市民的、政治的、なかんずく社会的な諸権利」である。

また、ポットモアがポスト・マーシャル的な「シティズンシップ」の地平において注目している一つの問題構成に「エスニック文化的多様性の問題」があり、そのことが「形式的な、また実質的なシティズンシップ双方の問題を生み出している」⁽³⁾。一方で移民の流入によるさらなるエスニックな多様化が否定的に解かれて、「形式的なシティズンシップ」の入り口で新たな移民の流入を制限するという傾向がある。他方、「形式的なシティズンシップ」がすでに与えられている国民国家のメンバー内であっても、特定のエスニック集団が従来の「実質的なシティズンシップ」の中に新たな文化的差異をめぐる権利を主張する傾向も、近年になって際立っている。言語の差異をめぐる問題は、そのような「シティズンシップ」の両局面にとって枢要な位置をしめつつある。

1 現代の「シティズンシップ」と言語問題

(1) 西欧国民国家における言語の統合と差異化

国籍とナショナリズムの類型としてよく引き合いに出されるのは、「生地主義 *jus soli*」に比重を置く英米仏型の「普遍主義」と、最近までのドイツ（あるいは日本）のような「血統主義 *jus sanguinis*」的あるいは「特殊主義的・民族言語共同体主義」という区分である⁽⁴⁾。一般に、後者のほうが国民と言語との同一視を招きやすいとされる。だが、例えば人種やエスニックな出自の区別を問わないというフランスの「普遍主義」的な類型の下でも——あるいはそうした「普遍主義」的な旗印の下でだからこそというべきか——フランス語の同一性確立がシティズンシップ行使の潜在的な土壌ともなってきた。フランス政府が、1992年にヨーロッパ会議で採択された「地域語・少数語憲章」に調印したことに対して、フランス憲法院が同憲章に違憲判決を下したことの背景には、憲法に規定されている共和国の「不可分」性と「共和国の言語はフランス語である」という条文がある⁽⁵⁾。「人種」や「血統」を問わない「普遍主義」だから多言語性にも寛容になる、というわけではなくて、その逆なのである。

しかし西欧国民国家が言語と国家を常に一致させようとしてきたわけではない。

ベルギーは歴史的にはフランス革命の影響を受けて立憲主義を打ち立てた国家であるが、言語（母語）の違いの問題は私事ではなく、歴史的に政治的な問題であり続け、「シティズンシップ」のあり方に最も強力な作用を及ぼしてきた。ベルギー国民という「形式的なシティズンシップ」がある一方で、実質的には「シティズンシップ」の体系は、国家と個人との中間に位置する公認された複数の言語集団から構成されている。ベルギーは、近年、国家連合に近いような連邦制に移行し、かつて憲法で創設された「フランス共同体」（フランス語系）、「フラマン共同体」（オランダ語系）、「ドイツ語共同体」は、言語、文化および教育事項に関する立法権を有し、さらに強力な自治を有するようになった⁽⁶⁾。ベルギー人は、「ベルギー国民」であると同時に、「属人的原理」に従えば、これらのいずれかの共同体に属し、各共同体の代議員の選挙権を有している。ここでは、シティズンシップの統合性に亀裂を入れた言語問題に端を発しつつ、言語グループ間の実質的平等を視野に入れた方策がとられているのである。

(2) 北米の多文化・多言語主義と「シティズンシップ」

移民が多くをしめるアメリカ合州国の「シティズンシップ」は、もうひとつの「普遍主義」的な類型を示している。それゆえ、そこでの「シティズンシップ」行使は理念的には人種や民族の違いを問わないが、事実上の公用語、共通語としての英語（米語）によって「シティズンシップ」が担保されてきた傾向も強い。アメリカ合州国の場合、建国以来、フランス語州（ルイジアナ）やスペイン語州（ニューメキシコなど）を編入してきた経緯があり、ジェファーソンも多言語性を意識していた。アメリカ合州国は、元来、多言語国家であったところを徐々に英語によって統合してきた側面が強い⁽⁷⁾。

合州国憲法では公用語に関する規定は存在しない。また公民権運動を受けて、英語が母語でない子弟の二言語教育や公的機関の多言語サービスが実施されたこともあり、新移民増加の煽りを

うけ、言語に関する論争が80年代以降、再燃した⁽⁸⁾。「イングリッシュ・オンリー」運動のように英語を公用語として憲法に規定し、アメリカ合州国の「シティズンシップ」に英語（米語）の共通性を明文化しようとする潮流や、反対に、「カルチュラル・アmendメント（文化的権利修正条項）」を採択しようという志向のように、憲法の修正条項に自己の文化に対する不可侵の権利を書き込もうとする、事実上の多元性容認以上の「多文化・多言語主義」の潮流もある⁽⁹⁾（ただ、手続き上のハードルから「カルチュラル・アmendメント」の採択は、もとより困難である）。リベラルな「イングリッシュ・プラス」に賛成する潮流は、移民のための言語的なアファーマティブ・アクションを容認するが、そのことは「多言語・多文化主義」への賛意をすぐさま意味するわけではない。むしろそこではマイノリティ言語による教育やサービスが、将来的に英語に統合される過渡的な手段として位置付けられていると言ってよい。

「移民国家」という意味でいえばカナダも同様だが、アメリカと異なりカナダは公式的に「英仏二言語・多文化主義」国家である⁽¹⁰⁾。移民には積極的に「帰化」が奨励されてきたという意味で、「形式的なシティズンシップ」の入り口は比較的包括的である。「実質的なシティズンシップ」行使に関しても、憲法で保障された少数語教育権や多文化主義政策による様々な移民や先住民の元来の母語へのアクセスが重視されているので、特定の言語がシティズンシップの「つなぎ」の役目を果たすべきという発想は比較的希薄である（ただし、英語かフランス語のいずれかに対する統合の力が強く働いていることは否定できない）。

だが、アメリカよりも州が強力な権限を有する連邦制のカナダでは、フランス語住民が多数派であるケベック州で、ケベック党が州議会の権力を握り、1977年8月に「フランス語憲章」Loi 101, Bill 101を採択し、実施することにより、「フランス語への基本的権利」という州内での特異な「実質的シティズンシップ」を推し進めた⁽¹¹⁾。1960年代末に制定された連邦レベルでの英仏二言語公用語法は、元来、ケベックなどに集中する仏語系少数派に配慮したものであったが、ケベックはリベラルな二言語主義では飽き足らなかった。ケベックはかつて後発地域で1970年代にいたるまで英語系支配層に産業を牛耳られてきた。そうした経済的背景もあいまって、ケベック州政府は、リベラルな自由選択による言語権から仏語共同体維持に貫かれた集団権的な言語権の発想にシフトし、産業振興とともに仏語一言語主義を州内で実施し始めることによって厳格なフランス語運用を州の公的機関のみならず私企業などにも適用し、また英語による教育権を「仏語憲章」採択以前にケベック州に歴史的に居住していた英語系住民の子弟に限定し、将来のケベック州内の移民や児童が英語ではなく仏語に統合されることを推進した⁽¹²⁾。そのことは、ケベックは主権国家ではないにせよ、言語を指標としたある種の「形式的なシティズンシップ」の選別の役割をも潜在的に兼ねてきた。「仏語憲章」の採択に前後して、ケベックに居住していた多数のモノリンガルの英語住民が州外に移住したり、逆に外部からケベック州に移住してきた人々が、フランス語を身に付けないと社会生活において様々な不都合が生じたからである⁽¹³⁾。

「仏語一言語主義」志向であるがゆえにケベック州は、1982年に紆余曲折の末採択された「カナダの権利と自由の章典」（カナダ憲法）を調印しないまま今日にいたっている一方で、ケベック州の「フランス語憲章」はカナダ連邦最高裁によって違憲判決を下された⁽¹⁴⁾。「ケベック州の特別な地位」を憲法で認めるという妥協案に関しては、すべての州の同意が得られなかったり（ミーチ・

レイク協定の否決)、カナダ全体のレフェレンダムで否決された(シャルロット・タウン協定の否決)ことにより実現されず⁽¹⁵⁾、他方で、ケベック州では独立を問う州民投票が実施されるなど、カナダ全体の「シティズンシップ」のあり方は非対称的で不均衡な要素をはらんでいる。このような「シティズンシップ」の非対称性、不均衡は、それ自体としてネガティブで合意達成の不完全さを示しているというよりもむしろ、現代の民主主義の発展の中で必然的に生み出される平等や少数派の権利をめぐる解釈の論争性を意味していないだろうか。

(3) ポスト社会主義国の民族問題と「シティズンシップ」

旧ソ連や東欧では、共産党政権が解体する過程においてナショナリズムが爆発的な牽引力になったと言われているが、共産党支配を終焉させたプロセスが「本質的に」民族主義的、エスノナショナリスティックであったとは言えない。

というのも共産党支配の「抑圧性」、「人権侵害」に対抗し得たイデオロギーや理念は、当初、どちらかという人民戦線型のようなラディカルな民主化運動と結びついていたからである⁽¹⁶⁾。ここでは普遍的な「シティズンシップ」の確立と機能——言論の自由、思想・良心の自由、すべての民族の平等、立憲主義、市民社会の活性化など——が掲げられていた(それゆえ西側諸国のリベラルな知識人達は、当初、旧ソ連・東欧の胎動に危険な民族主義を嗅ぎ取ったのではなく、手垢にまみれていない民主主義の初心を見出した)。ある民族が他の民族を排除したり国籍から除外したりするようなケースは、民主化をお膳立てした第一段階の勢力が後景に退いたり分裂し、代わって民族主義的なイデオロギーやプロパガンダを掲げる勢力が台頭した局面においてである(背景としては、市場経済化の混乱の中で民族主義的イデオロギーが大衆に広く受容されるなどの要因があった)。

言語と「シティズンシップ」の問題が最も先鋭化したエストニアでは、「ペレストロイカ」時代にロシア語の浸透を制限してエストニア語の優先を目的とする言語法が可決された⁽¹⁷⁾。過去の言語的支配関係を組替えるという意味では、当時のソ連邦という枠内において、エストニアの言語法は、ある種のラディカルな正当性を有していたとも言える。しかし、エストニアが独立すると、民主化と独立をお膳立てしたエストニア人民戦線はしだいに後景に退き、より民族主義的な勢力が伸張していった。そしてソ連時代にエストニアに移住した「ロシア語住民」がエストニア国籍から排除され、新憲法採択のレフェレンダムや新議会選挙に参加できなかった⁽¹⁸⁾。また、エストニアの約4割近くをしめた「ロシア語住民」のエストニア国籍取得(帰化)の条件の一つとして、エストニア語の試験が義務付けられた。こうした状況は、全欧安保機構やヨーロッパ会議から批判的にみられた。また95年に制定された新言語法は、旧言語法にもましてエストニア語化の論理に貫かれていて、エストニア語以外は「外国語」と宣言されることによって一言語主義への道が目指された。エストニア国籍を取得する「ロシア語住民」がしだいに増加してくると、今度は一般企業の従業員などと並んで国会や地方議会の立候補者にもエストニア語取得要件を課そうとする言語法改定条文が採択されたが、大統領は調印せず、憲法裁判に持ち込まれた。国家裁判所(最高裁)憲法審査部は、エストニア語取得要件の基準作成と査定の権限を執行権力に委任している改定条文が三権分立に反するがゆえに、違憲判断を下した。しかし、エストニア語の取得要件を立法府

が定めることは、エストニア民族の自決権と文化の維持をうたい国家語規定をもつ憲法から正当化される、としたのである⁽¹⁹⁾。

エストニアでは「民族的少数者の文化自治法」などの教育面での一定の言語自治を認める法律も制定された（「文化自治」は第二次大戦前のエストニアでも制度化されていた）。しかし職業や政治参加においては、「ロシア語住民」が「帰化」して平等な「市民」になることとエストニア語への「同化」とが表裏一体の関係にあるといえる。

EU志向の東欧やバルト諸国は、立憲民主制の下での人権と自由の尊重を目指している。しかし、他方でそのことと言語ナショナリズムとの緊張関係が一貫して政治問題化し続けている。それらの諸国の「シティズンシップ」は、マイノリティの排除と参入を左右する「ヤヌスの顔」を持っているのである。

(4) 「シティズンシップ」と「ナショナリティ」の二律背反

旧社会主義国の変動とそこでの新たな国民国家建設の過程で症候的に現れたように、「民主主義」のプロセスは、排除と包摂、均質化と多元化といった相反する傾向を持ち合わせている。「民主主義」が実際に機能する局面での「シティズンシップ」の体系についても、私達は一種の二律背反に立ち会うことになった。一方で「シティズンシップ」は、権威主義的統治に対して自由と政治参加、マイノリティの自己主張や文化・言語の見直し、諸々の自治などを要求し得る方向に作用した。他方で「シティズンシップ」は「ナショナリティ」に収束していくことによって、均質な言語的、文化的土壌の下で政体を作るためのメンバーシップの確定、マイノリティとなった民族的・言語的集団の排除や「国語」の強制などの方向にも作用した。

このことは、単に旧社会主義圏の変動に特有の出来事であったということではなく、実は近代市民革命以降のプロセスに内在的ではなかったか。一方で、近代市民革命のプロセスは所与の共同体から諸個人を解放させて新たな社会連帯と平等の契機をもたらしたが、他方で、近代市民革命以降の国家建設の中で、「シティズンシップ」という形式に具体的な土壌を与える「ネイション」の神話や栄光が培養されてきた。それゆえ私達は、「ネイション」にエスニックな要素を捨棄した近代的な立憲主義的政治共同体の含意を読み込むと同時に、「ネイション」に民族的、排他的側面をも読み込んできたのである。

言語の問題は、従来、「シティズンシップ」論の体系の射程に入りづらく、「事実」の問題としてすまされる傾向にあった（信教の問題は人権問題になっても、言語の統一は所与の事実として不問に付されるなど）。そして多くの理論が、ある政治共同体内の言語の共通性を事実上の前提としていた（古代のポリスから現代のリベラル、共和主義、道徳的コミュニタリアニズムまで）。ここでは、言語的マイノリティはメインストリームの社会の言語に同化されるべきと暗黙にみなされてきたし、今でもそういう傾向は強い。

ある政治共同体の中で生活していく場合、その社会の多数派言語、主流言語の取得へのインセンティブが働くことは、良かれ悪しかれ経験則としては広く受け入れられている。このことは、「シティズンシップ」の「形式的」側面すなわち国籍の制度が、「帰化」＝「その国の国民になる」に必要な何らかの条件を多かれ少なかれ課すことによって一例えば一定の居住年数や場合によ

では言語テストなど「シティズンシップ」の完全な有資格者の共同体が潜在的に一種の言語共同体として意識されるということをも、明らかである。国家がそうした同化や統合を政策として推し進め、定住移民や、歴史的に居住する民族的少数者の間でも、支配的言語に対するインセンティブが働くことは、将来においても変わらないだろう（そうしないと社会から取り残されてしまう以上）。

しかし現代の民主主義社会においては、支配的言語に同化することによって形式的のみならず実質的な「シティズンシップ」の平等なメンバーになれるということが自明視され続けているのではなく、異なった言語集団の併存や平等問題、アイデンティティに対する権利が「シティズンシップ」の体系の中で重要な意味を持ち始めていることも事実である。そのことと様々な法哲学や政治哲学との接点についてさらに検証してみる必要がある。

2 マイノリティの権利をめぐる平等と差異

(1) ロールズとヴァンダイケ—マイノリティの権利をめぐる理論の分岐

洗練された現代の自由主義理論や社会契約理論が、エスニシティやジェンダー・階級といったファクターを意図的に捨象してきたことは、ここでは重要な意味をもつ。

冒頭で論じたマーシャルは、自由・平等の規範的シティズンシップ論に、事実上の階級的不平等という「社会的」見地を取り込んだ。他方、ロールズは、「正義論」における社会契約説の現代的再構築の為に、「無知のヴェール」、「オリジナル・ポジション」という概念装置を發明し、規範的正義の原理が現前する際、諸個人の行動に影響を及ぼす集団的アイデンティティをあらかじめ度外視した。さらに、ロールズ理論の傾向を別種の角度から批判する様々な勢力（コミュニタリアニズム、フェミニズム、多文化主義、マルクス主義など）が存在した⁽²⁰⁾。マイノリティの権利問題を論じる際にも、ロールズ理論を批判的に検討する向きもあった。ロールズ理論は、単に英米圏のみならず、ポスト冷戦時代にリベラルデモクラシーを標榜し始めた旧東側諸国にも影響が及んでいるので、再度検討してみるに値する。

V.ヴァンダイケは1970年代前半という、比較的早い時点から人種的、宗教的、民族的少数者の権利あるいはエスニックコミュニティの権利という問題を「集団の権利 group rights」の視点から論じ始めた。その際、刊行されてまだ間もなかったロールズの「正義論」に対する批判を媒介としていたのは象徴的である。

「この著書には言語の違いに関するひとことの言及も見当たらない。人種は差別の根拠として除外されるべきと述べられるにとどまる。宗教については各所で言及されているが、信仰共同体の問題としてよりもむしろ、個人的な内面の信仰者の問題として常に扱われている」⁽²¹⁾。

こうしたロールズ批判は愚直に見えつつも、やはりロールズの正義論の特殊性を浮き彫りにしているので、ここでは重要性をもつ。「人種」に関しては、それが合州国では長年、差別の指標であり続けてきたことは疑いのないことであり、しかもそこから反転して、「格差原理」からアファーマティブアクション・プログラムを導き出すことも可能である。その場合でも、「無知のヴェール」

と相同性をもつ「カラーブラインド・ユートピア」という合州国が長年追い求めてきた統制的理念が、機能し続けていることには変わらない。

ちなみに、ロールズは「自決権」について以下のように述べている。

「諸国民の法law of nationsの基本原則は平等の原則である。諸国家として組織される独立した各人民peoplesは一定の基本的な平等な諸権利を有する。この原則は立憲体制における市民の平等な権利に類似している。諸国民の平等な権利のひとつの帰結は、自決の原則、すなわち人民peopleが外国勢力の干渉なしに固有の問題を解決する権利である。もうひとつの帰結は、侵略に対する自衛の権利であり、そのための同盟を形成する権利をも含む」⁽²²⁾。

ロールズの「正義論」においては、自決の問題が、被支配的状況にある国家内部の特定の民族の自決や自治の正当性の問題ではなくて、既存国民国家の内政と防衛に集約されているので、論点が諸国民の法という国際関係の問題に推移している。「分離権」にこだわるヴァンダイケが攻撃しているのは、まずこの点であり、さらに「正義論」における「市民的不服従」の論理にも目を向けている。ロールズの「市民的不服従」は多数者の横暴によって、一定の少数者が投票権や公務就任権、移動の自由を否定されたり、特定の宗派が禁止されたりした場合、少数者は政治的に連帯してでも不公正な法律に従わないことをアピールすることが、一定の条件下で正義の観点から正当化し得る、ということである⁽²³⁾。ロールズは、その際、諸個人の平等な自由equal libertyの原則および機会均等の原則の重大な侵害という視点から市民的不服従の当否をはかっているので、少数者があくまで一般的個人として当然有するべき正義を追求しようとしているのか、それとも、集団としての承認や地位、権利を追求しようとしているのかという違いを問題にできない、とヴァンダイケは論じているのである。

また、ヴァンダイケは、近代の反差別原理と差異の承認との間の緊張関係を自覚していて、「諸個人が人種、言語あるいは宗派の“区別”なく平等に対する権限を与えられているという命題と、これらの性質によって認定される諸集団が特別な法的地位や権利をもち得るという命題との間に」ある「矛盾」を指摘していた⁽²⁴⁾。この「矛盾 contradiction」はヴァンダイケにあって、名実ともに矛盾として平行線をたどるのではなく、ある和解が試みられている。「言語の区別に関わりのない人権」と題した論考においては、国連憲章の文言に典型的に現れたような「人種、性、言語または宗教による差別なくすべての者のために人権および基本的自由を尊重するように…」が多角的に解釈されている。ヴァンダイケはそこで、差別discriminationと差異化differentiationという言葉を導入している。

「集団の生き残りのために諸個人の間には差異化を設けることは、それが差別的でない場合、少なくとも正当化される可能性がある。言語による区別を禁止することは、絶対的および機械的な方法で解釈されるべきではない。差異化は、他の正統な諸価値への関心に照らして合理的で公正であるならば、平等で非差別的な処遇と両立するとみなされる」⁽²⁵⁾。

「差別」と「差異化」が違うことは直感的にわかる。「差別」は何よりも優劣関係とそこから生じる社会的格差を固定化、再生産する（白人による黒人への支配や男性による女性への支配など）。ただし、この場合、「差別」は単に「形式的平等」が侵害されているという事態（参政権の否定や就業、入学の拒否など）を示すのみならず、「形式的平等」に媒介されつつ、少数派集団が構造的に、周縁化、従属化され続けるという「差別的結果」をも含む。こうした事態ゆえに「差異化」が求められるとすれば、それは支配関係の組み替えにもつながる。「人種、性、言語または宗教による区別なく」という「無差別待遇」は、この場合、国家の「中立性」、「無関心」をもっぱら要求しているのではなくて、国家によるマイノリティ集団の認知や特定のマイノリティ集団の権利要求と両立する、というのがヴァンダイケの考えである。また、「差異化」の証左としては、テンポラリーなアフーマティブアクションなどが実例として挙げられているのみならず、ケベック州におけるフランス語の保護主義などにも及んでいる⁽²⁶⁾。

(2) キムリッカー「マルチカルチュラル・シティズンシップ」

ヴァンダイケの集団の権利論は、リベラリズムの理論面での批判が前提となるのに対し、「リベラル」の立場を表明しつつ少数派民族集団の権利を理論的に正当化していこうとする論者が、W. キムリッカである。キムリッカは、従来のリベラリズムの論者による集団的権利への見方が誤解に基づくことを指摘することによって、リベラリズムと一定の集団的権利との融和性を見いだそうとする。集団の権利を説く人が「集団主義者 collectivist」であり個人を抑圧する、という偏見を解くために、キムリッカは“collective rights”という用語を避け“group differential rights”すなわち（多少意識すれば）「集団の差別的権利」という概念の設定の下に、その正当化を探る⁽²⁷⁾。その際、「集団の差別的権利」はあらゆる民族集団、エスニック集団に認められるというのではなく、多数派の威力の下で何かと不利益を被りやすく、被害を被りやすい少数派集団に認められるべきものとされる。キムリッカがそのような例として挙げているものの一つに「言語権」があり、多数派言語の支配と流通の下で少数派言語住民が不利益を被ることを放置していることは、リベラリズムの視点からみても「公正」に反するがゆえに、それを抑止するためには多数派には認められていない権利が少数派言語集団に認められる余地があるという⁽²⁸⁾。

キムリッカは自らの理論を正当化する際、対外的保護 external protection と対内的制限 internal restriction という分水嶺を設定する⁽²⁹⁾。「対内的制限」とは、集団構成員の自由や市民権を制限することによって、その集団の結束を維持していこうとする方法であり、こうした方法に対して（リベラルな）キムリッカは批判的である。キムリッカが正当化するのは、複数の集団間に存在する歴史的な不平等を是正するための方法であり、外部の多数派集団の文化的、経済的威力の浸透を防止、規制することによって、少数派集団の権利を守ることが「対外的保護」である。この「対外的保護」の具体的な制度のひとつとして「自治 selfgovernment」があり、多数派言語の威力に対して防波堤を築くという意味での「言語自治」は、キムリッカもしばしば言及するように、カナダのケベック州などにおいて典型的に現れている。ただしケベックのような事例は、「対内的制限」と「対外的保護」が、すっきりと分けられるものではないことを示している。キムリッカも認めているように、「対外的保護」を設定すると「対内的制限」を呼び起こしやすい

(集団外部からの侵食を防ぐ目的で、集団内部の規制がしだいに強化されるというように)⁽³⁰⁾。フランス語住民が多数派であるケベック州においては、英語を母語とする住民の子弟の英語教育権は条件付きで容認されているが、英語による商業活動の自由はかなり規制されてきた。英語の優勢によってフランス語住民が被る不利益を防止し、カナダ全体において歴史的に存続してきた英語集団とフランス語集団との間の不平等を改善するという方策は「対外的保護」だが、ケベック州内部におけるフランス語一言語主義の秩序は、実定法による一定の「対内的制限」を必要とすることを示している(一部のフランス語住民の英語志向にも歯止めをかけるなど)。

ただし、このようなジレンマは、キムリックの理論的不備に原因があるというよりむしろ、集団的権利を論じる者が必ずといっていいほど直面せざるを得ないジレンマである。

(3) リベラルとコミュニタリアン

言語の維持や発展といった集団全体の目的を肯定的に評価する場合、何かを合理的に選択する白紙の状態の「個人」が社会に先立って存在するのではなく、人間が特定の言語共同体の文脈を背負った存在であり、共同体の構成員は共同善communal goodsの追求に倫理的責任を有している、という「コミュニタリアン」的解釈が道徳哲学上の基礎として引き合いに出されても不思議ではない。「リベラル」、「コミュニタリアン」という用語は、北米的ジャルゴンでもあるが、それは人間の普遍的自由に価値を置く啓蒙主義と、民族共同体を称揚するロマン主義という近代以降の潮流の変奏でもある。

確かに、単なる交流の手段ではない言語は、ある民族的共同体の共同善として見立てることは可能である。しかし「コミュニタリアニズム」は、異質な集団の共存を度外視した上で何か政治と善が一致しているかのような実体的な共同体に対する希求をもつ傾向がある。そうなると、多数派支配を正当化する傾向もあり、少数派集団の権利という枠組は必ずしも引き出されてはこない⁽³¹⁾。もっとも、ここでは「コミュニタリアン寄り」とされるチャールズ・テイラーの議論が注目に値する。

カナダのヘーゲル学者テイラーは、「承認に向けた闘争」を様々なアイデンティティ集団の志向にあてはめ、さらにケベックのフランス語問題にも言及する。その際、テイラーはリベラルデモクラシーの伝統に立脚しつつも、リベラルデモクラシーが理論的に純化されていく過程で現れるような、集団的目標設定を排した権利論には距離を置き、言語の発展や維持といった特定の共同体の未来への目標設定にも理解を示す。

「フランス語を選ぶかも知れない人々のためにそれを利用可能にしておく、ということのみが重要ではないのである。確かに過去二十年にわたる連邦の二言語主義にもとづく措置のいくつかは、このような目的を持つと思われるかも知れない。しかしさらに、次の点もまた重要なのである。すなわち、将来、この場所に、フランス語の使用の機会を利用したいと望む人々の共同体が存在するようにする、ということである。存続を目指した政策は、たとえば、将来の世代が、フランス語系としてのアイデンティティを持ち続けるように、その共同体の構成員を積極的に作り出そうとする。これらの政策は決して、単に、すでに存在する人々への便宜を提

供するものと見なされることはできない」⁽³²⁾。

ここでは、未来世代の共同体としての集団的生存権のための現世代の責任という環境倫理学を髣髴とさせるような視点までもが介在してくるので、古典的リベラリズムの立場をとる者にとっては、この種の見解には抵抗があるかもしれない。とはいえ、テイラーは、リベラルデモクラシーの価値を認めたとうえで、前近代社会から近代社会への移行を「名誉から尊厳へ」という視点で位置付け、ヘーゲルの他にヘルダーやルソーなどロマン派の哲学の系譜の中で、集団的アイデンティティのもつ重要さと他者によるアイデンティティの承認の問題を再構成しようとする⁽³³⁾。そのことは、特に現代の「シティズンシップ」論において「承認」の問題が重要な位置を占めているという意味で、注目すべきものでもある。

「コミュニタリアン寄り」の論者はロールズ理論に対して一定の距離を置くが、ロールズの「基本財 primary goods」と「配分的正義 distributive justice」の概念を言語問題に適用してみる価値はある。ロールズ理論において、基本財とは自由や機会、所得、財産および自尊心の基礎となるものを含む。それらは平等に配分されるか、さもなければ最も不利な者を利する限りにおいて不平等に配分され得る。このことをふまえてみると、言語は「基本財」であり、それらは（特に多言語社会において）「配分的正義」に服するとみてもよい。あるいは「自尊心の基礎となるもの the bases of self-respect」に言語が含まれ得るかもしれない。「自尊心」はアイデンティティの問題と不可分である。しかしロールズ流の議論とテイラー流の議論との間には距離がある。ロールズの場合、個人が起点に考えられていて、言語を「基本財」の一部として認めたと仮定しても、言語の「配分」の意義は、集団的アイデンティティの積極的維持の問題というより、あくまでも個人の自由と機会促進といったリベラル・デモクラティックな課題としてとどまるであろう。例えばアメリカ合衆国においてヒスパニック系住民やその子弟のために公共機関や公立学校がスペイン語を「配分」することは、ロールズ理論でも説明がつく。しかしケベック州におけるフランス語の維持や発展のための諸政策は、ロールズ理論をもはや越えているのである。

(4) ラディカル・デモクラシー論とマイノリティの権利の「政治化」

ラディカル・デモクラシー論になると、「アイデンティティ」に関する議論の様相は、若干異なってくる。ラディカル・デモクラシーは、マルクス主義の影響を受けつつも、社会の合理的な組織や全体性の把握、階級闘争の止揚といった従来の物語をある程度相対化する意味で、論点を労働者階級の大義に集約させるのではなく、差異の時代における多様な「アイデンティティ集団」にシフトさせる。しかもそれらのアイデンティティ集団は、ジェンダー・人種・エスニシティ・民族・社会階級といった社会の敵対関係を規定するファクターとして、歴史的に重層的に形成されるものであり、そこには常に権力関係が伏在しているとされる。そしてラディカル・デモクラシーのプロジェクトは、アイデンティティに関する非本質主義、歴史性、政治性の立場を強調し、様々なアイデンティティ集団の相互連関性を重視し、不平等に抵抗するフェミニズムや反人種主義、少数者の権利擁護などの運動間の連帯の為の「ヘゲモニー関係」の形成を模索し、そこに民主政治の可能性を探るのである（すなわち既存のアイデンティティ集団の事実上の併存を、リベラルな

「多元主義」の観点から正当化するのではなくて、民主主義の深化の為の「アイデンティフィケーション」を重視するのである⁽³⁴⁾。

ラディカル・デモクラシーが重視するのは、政治的領域における非和解性や敵対性の出現である。宗教的、道徳的、哲学的見解の違いによって構成される民主社会のブルーリズムを私的領域の自由の問題としてとらえ、政治的領域においてはリベラルな合意が達成し得る、というロールズの「政治的自由主義」を、ムフはラディカル・デモクラシーの立場から批判する。

「…道徳的reasonableな教義と道徳的でない教義との間の区別は、リベラルな諸原則を受け入れる教義と、それに反対する教義との間の境界線を引くことを可能にさせる。そのことが意味するのは、この区別そのものが政治的（原文イタリック体）だということである。その区別のねらいというのは、宗教的、道徳的あるいは哲学的諸見解によって構成される許容可能なブルーリズム——これらの諸見解が私的領域にとどまっていることができリベラルな諸原則を満足させる限りにおいて——と、公的領域におけるリベラルな諸原則の支配を危険に陥れかねない受容不可能なブルーリズムとを差別化することである」⁽³⁵⁾。

ムフによると、ロールズの「政治的リベラリズム」における合意（「重なりあう合意」）に対する挑戦は、「政治的リベラリズム」の視点からみた場合、「道徳的でない」外部からの勢力の攻撃にされてしまうことになり、「政治的自由主義」は「政治的自由主義」を受け入れる者同士の間で合意を供与するにすぎない、という循環論法になるのである⁽³⁶⁾。それゆえムフは、政治的領域における闘争や対立による非決定性を民主政治における合意達成の不完全さを意味するのではなく、民主政治そのものの構成要素であるとしている。

こうしたラディカル・デモクラシーの諸理論は、マイノリティの権利問題の発生局面を考察する際に参照に値する。というのも「政治的自由主義」は、言語問題など、時として非和解的性格の強い問題が政治問題化する局面を十分に説明できないからである。

ラクラウとムフは、「服従」関係が被支配集団にとって、常に「抑圧」として意識され「敵対性」の場になるとは限らないと言っている⁽³⁷⁾。例えば男性支配に対する女性の服従様式が、常に「抑圧」として対自化された抵抗運動を伴うわけではない。ある歴史的状況下において、種々の形態をもったフェミニズム運動が出現する。民族的支配に関しても、マイノリティの文化的、言語的、経済的服従状態が、常に抵抗運動や自決運動を出現させるわけではない。しかしある歴史的条件下で、「敵対性の場へと変換された服従関係」（ラクラウ＝ムフ）が自治や文化的自決、集団的権利要求をもたらす。

ラディカル・デモクラシーの諸理論は、個人権に基づいた普遍的な「シティズンシップ」の体系の道徳性、合理性を評価するのみならず、そうした体系において構造化され、黙視されている集団間の不平等や支配関係を診断する力量をも有している。そこから新たに「シティズンシップ」に関する理論の組替えや実践も可能になる。そしてマイノリティのアイデンティティの出現と平等のための連帯を「政治的なるもの」の領域に包含するので、そこから派生する権利問題のダイナミクスを理解する上で示唆に富んでいると言える。

おわりに

第1章では、国民の同質性を前提とした、あるいは国民と市民権との一致を暗黙の前提にした「シティズンシップ」論の現代の変容をふまえたうえで、言語の違いが「シティズンシップ」の体系や機能およびその変遷といかなる関係にあるのかについて検討した。そして旧社会主義国の変動と新たな国民国家形成過程に際して、人権や平等、立憲民主主義を目指す「シティズンシップ」のあり方が言語の差異の尊重と言語による国民統合という両側面の間で揺れ動き、なおかつそこに近代市民革命以来の「シティズンシップ」の二律背反、すなわち排除と参入のせめぎ合いが徴候として現れていることを見出した。

ちなみに西欧国民国家は、言語の違いを人権問題としてそれほど意識してきたわけではないが、いざ旧ソ連・東欧で民族・言語紛争が激化すると、地域的、国際的な人権規約や憲章にマイノリティのアイデンティティに対する権利や言語権、そのための政府の役割などがさかんに書き込まれた。主権国家は何らかの形で言語を国民統合のシンボルとみてきたが、同時にマイノリティの権利を尊重することによって国民国家システムを相対的に安定させるという発想も顕著になってきた。

そうした状況を意識したうえで、第2章では、近年の法哲学や政治哲学が、「シティズンシップ」と言語との関係を、いかに正当な権利や平等の問題としてとらえているのかについて理論的に考察した。その際、単にマイノリティを尊重する権利論があることを肯定的に示したのみならず、なぜ言語の違いが、時として政治的領域における敵対要因となったり、権利の主体や平等をめぐる解釈の論争を巻き起こさざるを得ないのかについて、近年のラディカル・デモクラシーの方法論を応用して考察してみた。人びとがいかなる主体に自己を同一化させ、権利や平等に何を託そうとするのか、またいかなる社会関係一階級、人種、性、エスニシティ、言語、等々が不平等や支配の問題として政治問題化し、公の領域を分断するのかということは歴史的に変化していかざるを得ず、そのことによって民主主義や平等のあり方も微妙に変化してくる。第1章で論じた、「シティズンシップ」と言語問題をめぐる様々な矛盾やアンタゴニズムは、現代の民主主義のプロセスや発展に構造的につきまとうものでもあり、権利の闘争や異なった利害を有する者同士の権利の衝突は、止むことはないであろう。

近代の勃興期では、ナショナリズムは解放的な力能を有していて、ナショナリズムが当時是一種の「グローバリゼーション」であったわけだが、ナショナリズムの意味合いも歴史的に変化する。現在、ナショナリズムは「グローバリゼーション」のアンチともなっており、さらに主権国家・国民レベルでのナショナリズムへの対抗要因としてのマイノリティの（エスノ）ナショナリズムも各地で顕在化していて、ナショナリズムは入れ子状になっている。国によっては、「グローバリゼーション」の威力から「国語」を法律的規制に頼ってでも「保護」しようという傾向すらある一方で、さらにその国内の別の言語的マイノリティが言語権を主張するというように、言語とナショナリズム、「シティズンシップ」の関係は、国際関係や国内問題に規定されつつ、アポリアに直面している（マイノリティのための「相違（差異）の権利」がマジョリティに換骨奪胎されるというように）。

さしずめ、理想的な言語政策というものがあざり得ない以上、それぞれの地域や国家が抱える言語問題や、それに付随する当事者達の主張を成り立たしめている背景やイデオロギーを分析しつつ、人権論や平等論のラディカルな解釈の下で「シティズンシップ」と言語問題の関係についての個別の事象を批判的に検討することが当面の課題となる。本稿は、そのためのささやかな理論的問題提起を行ったものである。

注

- (1) T. H. マーシャル/T・ポットモア著、岩崎信彦/中村健吾訳『シティズンシップと社会階級』(法律文化社、1993年) 37頁。
- (2) 同、154-155頁。Cf. Rogers Brubaker, *Citizenship and Nationhood in France and Germany*, Harvard Univ. Press, 1992.
- (3) 前掲、マーシャル、160頁。
- (4) Brubaker, op. cit. / 前掲、トーマス・ハンマー第5章を参照。
- (5) 樋口陽一「近代国民国家再考」(『法律時報』第70巻6号、1997年、日本評論社)の特に注(4)を参照。
- (6) ベルギーの連邦制と言語政策との関連については、三竹直哉「ベルギーにおける言語政策と統治機構の再編(二)」(駒沢大学法学部『政治学論集』第46号、1997年)が詳しい。
- (7) David F. Marshall, "The question of official language: language rights and English Amendment", *International Journal of the Sociology of Language*, No. 60, 1986. pp. 8-11. / ジェイムズ・クロフォード著、本名信行訳『移民社会アメリカの言語事情』(ジャパン・タイムズ、1994年)、第2章を参照。
- (8) 同上。
- (9) Marshall, op. cit., p.39.
- (10) 鈴木敏和「カナダ公用語法の諸問題」(『立正法学』第11巻第3・4号、1978年)、「カナダ新憲法と二言語教育権」(同、第19巻3・4号、1986年)、「カナダ多文化主義法と二言語教育権」(『立正大学経済学季報』第40巻第1号、1990年)を参照。
- (11) Pierre A. Coulombe, *Language Rights in French Canada*, Peter Lang, 1995.
- (12) ケベック州の「フランス語憲章」(Charte de la langue française, Charter of the French language)の1983年時点での日本語訳は、大島俊之「ケベックのフランス語法(邦訳)」(『大阪府立大学経済論集第30巻第2号』)を参照。
- (13) Philippe Barbaud, "French in Quebec", *Language in Canada*, Edited by John Edward, Cambridge Univ. Press, 1998
- (14) Coulombe, Chapter 7 "Quebec and Bill 101".
- (15) 石川一雄『エスノナショナリズムと政治統合』(有信堂、1994年)を参照。Will Kumlicka, "Three Forms of Group-Differentiated Citizenship in Canada", *Democracy and Difference*, Edited by Seyla Benhabib, Princeton Univ. Press, 1996.
- (16) そのことは、例えばバルト三国における人民戦線の初期の綱領などにみられる。
- (17) Советская Эстония, 19 янв. 1989. 拙稿「国民国家の位相と言語の権利(三・完)」(『早稲田大学大学院法研論集』第74号、1995年)、「言語権の系譜」(早稲田大学『比較法学』第32巻第2号、1999年)を参照。また塩川伸明「ソ連言語政策史の若干の問題」(「スラブ・ユーラシアの変動」領域研究報告No. 42、北大スラブ研究センター)はペレストロイカ期のソ連邦構成共和国の言語法の内容を網羅的に扱っている。

- (18) Jeff Chinn and Robert Kaiser, *Russian as the New Minority*, Westview Press, 1996. Neil Melvin, *Russian Beyond Russia: The Politics of National Identity*, Chatham House Papers, 1995.
- (19) *Decision of the Constitutional Review Chamber of the Supreme Court of 5 February 1998*, <http://www.nc.ee/english/const/98/4a9801i.html>
- (20) David Trend(ed.), *Radical Democracy: Identity, Citizenship, and the State*, Routledge, 1995/ Nancy Fraser, *Justice Interruptus; Critical Reflections on the "Postsocialist Condition"*, Routledge, 1997/ Chantal Mouffe, *The Return of the Political*, Verso, 1997.
- (21) Vernon Van Dyke, "Justice as Fairness: For Groups?", *American Political Science Review*, vol. 69, 1975, p. 607.
- (22) John Rawls, *A Theory of Justice*, Oxford Univ. Press, 1971, p. 378.
- (23) Ibid., pp. 371-378.
- (24) Vernon Van Dyke, "Human Rights and the Rights of Groups", *American Journal of Political Science*, vol. 18, no. 4, 1974, p. 741.
- (25) Vernon Van Dyke, "Human Rights Without Distinction as to Language", *International Studies Quarterly*, vol. 20, 1976, No. 1, pp. 7-8.
- (26) Ibid., pp. 17-20.
- (27) Will Kymlicka, *Multicultural Citizenship: A Liberal Theory of Minority Rights*, Clarendon Press, Oxford, 1995, pp. 34-35.
- (28) Ibid., p. 113.
- (29) Ibid., pp. 35-37.
- (30) Ibid., p. 43.
- (31) マイノリティの権利擁護の視点からの「コミュニタリアニズム」批判については、Will Kymlicka, *Liberalism, Community, and Culture*, Oxford Univ. Press, 1989を参照。
- (32) Charles Taylor, "The Politics of Recognition", *Multiculturalism*, Edited by Taylor and Gutmann, Princeton Univ. Press, 1994. pp. 58-59. 邦訳：チャールズ・テイラー著、佐々木毅、辻康夫、向山恭一訳『マルチカルチュラルイズム』岩波書店、1996年、80頁。
- (33) 前掲、テイラー論文のうち第1節を参照。
- (34) こうした諸問題を理論化したものとして、Ernest Laclau, Chantal Mouffe, *Hegemony and Socialist Strategy: Toward a Radical Democratic Politics*, Verso, 1985 (邦訳：エルネスト・ラクラウ、シャンタル・ムフ著、山崎カヲル訳『ポスト・マルクス主義と政治』大村書店、1992年)、Ernest Laclau(ed.), *The Making of Political Identities*, Verso, 1994を参照。
- (35) Chantal Mouffe, "Democracy and Pluralism: A Critique of the Rationalist Approach", *Cardozo Law Review*, vol. 16, no. 5, 1995, p. 1539.
- (36) Ibid.
- (37) *Hegemony*, pp. 152-154, 前掲『ポスト・マルクス主義と政治』244-247頁を参照。